第３４号議案

令和５年度新宿区一般会計補正予算（第３号）

令和５年度新宿区の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,649 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 174,265,411 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　工事請負契約等に関する債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為（工事請負契約等）補正」による。

（特別区債の補正）

第３条　特別区債の変更は、「第３表特別区債補正」による。

令和５年６月１２日　提出

新宿区長　吉　住　健　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
18 繰入金		11,630,256	2,649	11,632,905
	1 基金繰入金	11,630,256	2,649	11,632,905
21 特別区債		2,589,000	7,000	2,596,000
	1 特別区債	2,589,000	7,000	2,596,000
歳　入　合　計		174,255,762	9,649	174,265,411

歳　出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
5 福祉費		46,255,880	1,311	46,257,191
	2 障害者福祉費	12,870,431	1,311	12,871,742
6 子ども家庭費		32,642,439	1,402	32,643,841
	1 子ども家庭費	32,642,439	1,402	32,643,841
7 健康費		21,407,933	2,311	21,410,244
	1 健康推進費	21,305,727	2,311	21,308,038
10 教育費		15,311,109	4,625	15,315,734
	2 小学校費	5,006,203	4,625	5,010,828
歳　出　合　計		174,255,762	9,649	174,265,411

第２表 債務負担行為（工事請負契約等）補正

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
新宿生活実習所建設	令和６年度	４，８９０
弁天町保育園建設	令和６年度	５，２２７
牛込保健センター建設	令和６年度	８，６２２
余丁町小学校擁壁等改修工事	令和６年度	２，５５０

第３表　特別区債補正

起債の目的		起債限度額	
		補正前	補正後
1	福祉施設建設	千円 １４２,０００	千円 １４３,０００
2	子ども家庭施設建設	１５２,０００	１５３,０００
3	健康施設建設	２３５,０００	２３６,０００
4	学校施設整備	２９３,０００	２９７,０００
合計		2,５８９,０００	2,５９６,０００

起債の方法　証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。

証券発行の場合における発行価格は額面 100円につき98円以上とする。

なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を上欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。

利率　年 5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　起債のときから据置期間を含め25年以内に、元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還をする。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還をすることもある。

備考　金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。